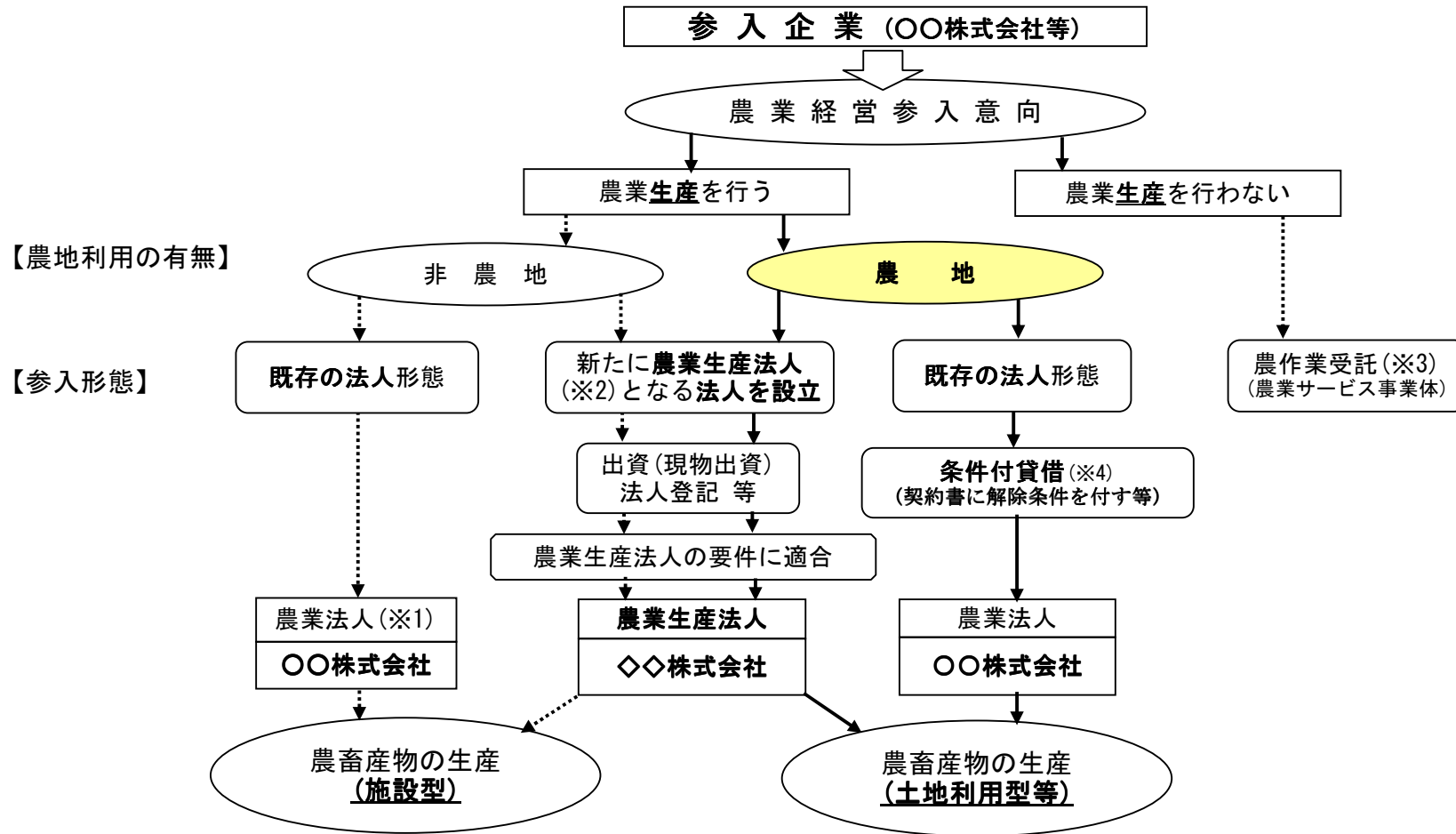


企業等の農業参入経路



(※1) 「農業法人」とは農業を営む法人の総称

(※2) 「農業生産法人」とは農地法上で規定されている名称で、農業を営むための農地又は採草放牧地の所有権や使用収益権を取得することができる法人

(※3) 「農作業受託」とは農業生産を行わず、農業者から農作業を受託し、作業料金を得るもの

(※4) ・農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されている。
 ・地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 ・業務執行役員のうち一人以上のものが耕作又は養畜の事業(企画管理労働等を含む)に常時従事すること。
 ・利用権設定を受けた農地について、その利用状況を、毎年市町村長あてに報告を行う。